平成２６年（フ）第２３号
群馬県伊勢崎市茂呂町２丁目2862番地１　新井住宅22
債務者　小林　好江
１　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４７０号
埼玉県川口市芝高木２丁目15番20号
債務者　鈴木　健介
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２２号
埼玉県幸手市南２丁目５番27号　セルアーモカネムラⅡ101
債務者　岡元　祐二
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３９号
埼玉県川越市南台２丁目２番地４光村印刷寮309号室
債務者　矢田　直美（旧姓齋藤）
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４５２号
静岡県熱海市田原本町３番11号
債務者　友高　英子
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４５３号
静岡県熱海市西山町15番10号
債務者　青木加代子
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３５号
静岡県沼津市高島町17番23号　ヴィラ若林405号
債務者　矢﨑　淳司
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２５号
岩手県大船渡市大船渡町字明神前23番地２
債務者　炭釜　征夫
１　決定年月日時　平成26年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２６号
岩手県大船渡市大船渡町字明神前23番地２
債務者　炭釜フサ子
１　決定年月日時　平成26年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５４８号
神奈川県小田原市中曽根79番地の８　パレス金子Ｉ号
債務者　モラレス下瀬ミリアンマチルデこと　ＭＯＲＡＬＥＳ　ＳＨＩＭＯＳＥ　ＭＩＲＩＡＮ　ＭＡＴＩＬＤＥ
１　決定年月日時　平成26年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２８号
神奈川県秦野市堀西439番地の６　リバーサイド48Ａ201号
債務者　手塚　　郁（旧姓小林・清水）
１　決定年月日時　平成26年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３７号
神奈川県伊勢原市神戸663番地の４　ダンデライオン203号、前住所神奈川県伊勢原市神戸498番地の24
債務者　大名　　暁
１　決定年月日時　平成26年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第５号
岐阜県恵那市長島町中野1170番地108　松ヶ丘住宅102号
債務者　福井　早苗
１　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第６号
岐阜県中津川市太田町１丁目１番20号　シティータワー昴605
債務者　阿部　純子
１　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第８号
岐阜県土岐市泉が丘町３丁目３番地　県住Ａ―154号
債務者　大嶽　　稔
１　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１１３号
京都市西京区大原野灰方町509番地
債務者　横井　真弓（旧姓西田）
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９号
島根県雲南市大東町下佐世79番地
債務者　吾郷　知紀
１　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
松江地方裁判所民事部